川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月31日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第38号

川崎市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市介護保険条例施行規則(平成12年川崎市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第18号様式及び第19号様式を次のように改める。

第18号様式

認定済・申請中

サービス利用票(兼居宅(介護予防)サービス計画)

居宅介護(介護予防)支援事 業者又は(介護予防)小規模 多機能型居宅介護事業者事 業所名及び担当者名	一 日 日 日 年 月 日 日 年 月 日 日 本 日 日 日 本 日 日 日 本 日 日 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 本 田 田 田 本 田 田 田 本 田	要支援 要介護 上2 1 2 3 4 5 区分支給限度 単位/月 限度額 年月から前月までの短期の支援 12 1 2 3 4 5 基準額 単位/月 適用期間 年月まで数		子/2 実績	子定	子 <u>定</u> 宝績	子定	<u>子</u> 定 宝績	<u> 子定</u> 実績	<u>予定</u> 実績	<u>子定</u> 宝蜂	- A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	- A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	<u> </u>	大定	
孫	フ リ ガ ナ 一 被 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	要介護状態区分等 変 更 後 要介護状態区分等 変 更	業者 福祉用具貸与の場合のみ A 用具名称 IAISコードス (機種名) は届出コード													
聚	被	生年月日 年月日性別	提供時間帯 サービス サービス事業者 内 容 事業所名													

第19号様式

	中輩申
ı	
	認定済

サービス提供票

		ш	4 位 位 教																
ш	Ш	月から前月までの短 期入所利用日 月まで数	31						İ						İ				
H	H	ま形で単	9 30					1		H	H	H		1	-			4	+
		作数数	28 29			H	H	H	i	H	H		+ 1	+	+		+ 1	+	\dotplus
争	卅		27 2					+		+	Ħ	\vdash		\dagger	+			\dagger	\pm
		月为月	25 26											I					1
			4 25		-	1	1	-		1	1	H	1	1	+	1	1	_	-
松田	丑皿	サ サ	23 24		-	H	+	H		H	+	H		+	+	H	+	+	$\dot{+}$
年月	年月	 	22 2											\dagger	1			\dagger	+
44		無無難	線 21																
	-		績の記録 19 20 21					-	- 1	1	+ -	1		+	-		+ ;	4	+
						H		H		H	H	H		+	+		+ :	+	+
		単位/月	及 [17]							\Box				\dagger	t			1	\pm
1mV 1mV had		<u></u>	国 91											1				\perp	
居宅介護(介護予防)支援事業者又は(介護予防)小規模 多機能型居宅介護事業者事 業所名及び担当者名			- ビス計 14 15			H	+	H		+	+	+	+	+	+		+	+	÷
おり事を 支小業			間サービ 12 13 14		1				1					+	+		+ 1	+	-
が を を を を を を を を を を を を を		政額	月間寸											1					\dagger
<u></u>		粉	=				1	1			-				1	-			-
大		式 結	9 10			H	H	H		H	\vdash	H		+	+		+	+	\dotplus
品		农	∞						1	+			1	+	+	1	1	+	+
世 素 多 素		田 2 2	2																
			9			H	l i	ļ.	į	1	H	1		4			1	4	+
		4 4 E	4					H		H	H	H	1	+	+	1	1	+	+
		要介護 要介護 多 3 4 4	3			H	Ħ	Ħ	i	Ħ	Ħ			\dagger	Ť			\dagger	\dagger
		2 2 2	2											1	-			_	
			-	to a 15 datum	No. 12.00m	for Utilim	r to Utilm	r for Utilim	f for Publim	r for Utilim	r Na Patim	f for Utilm	r No. 15	isleme f	11.111mm	5.11.00	mr 54.19	itlmr i	for 15 atlan
			田付曜日	子宗	子京	子宝	子字家	子子	子宗	子宝	子子	子宝	人 下 行	天龍	上来	子中	K 字 A R	実施	小 课
		A A A A A A A A A A	4×××							Ħ			П	T			Ħ		T
	1		小二 十二 十二																
を	十名	等 後 中口	与の場合のみ TAISコードス は届出コード																
神	ガ - 円		(本)							Ħ		H		†				1	+
	徐	※ 風楽 風影 風	福祉用具貸用具名称 (機種名)																
盔	フ リ ガ 労破保険者氏/	要介護状態区分等 変 更 後 要介護状態区分等 変 更 日	福祉用具貸与の場合のみ 用具名称 TAISコードス (機種名) は届出コード																
硃	フ被	要変要変												1			\top	1	
			-ビス事業者 業 所 名																
			ス事所																
		_	〕 沢 継																
		性別	サー																
		ш	ス容											\dagger				\dagger	
			万 1/ 1/4																
		#	1																
		-	サ内																
布中	布中	ш	丰																
盔	盔	田田	提供時間帯																
	被 条 廢	生年	是供																
保梅	按佈	#	11-3																

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、 当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる

0